

利用者のために

1 調査の目的

工業統計調査は、わが国における製造業に属する事業所を対象に調査するもので、製造業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成20年工業統計調査は、平成20年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所は除く）である。

・ 製造業の定義

有機または無機の物質に物理的・化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

ア 主として新製品の製造加工を行っている事業所であること。従って、単に選別や包装だけを行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組み立て作業）を行う事業所は製造業に分類する。ただし、土地に定着する工作物を組み立てる場合は組み立て作業であっても製造業とはしない。

また、新製品は、必ずしも完成品だけでなく、半製品（例えば鑄放しのままの機械部品）もこれに含まれる。

新製品を主として卸売する事業所であること。ただし、製造小売は除かれる。

ア 卸売業または小売業者に販売する場合。

イ 産業用使用者（工場、各種会社、官公庁、等）に大量または多額に製品を販売する場合。

ウ 業務用に主として使用される商品を販売する場合。ここで「業務用に主として使用される商品」とは、事務用機械および家具、病院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農機具を除く。）、建設材料（木材、セメント・板硝子など）をいう。

・ 他産業との関係

農林水産業との関係

農家、漁家などで製造活動を行っている場合、同一区画内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、専従の常用労働者を使用しているときは製造業とする。

卸売業、小売業との関係

家庭消費者に主として直接販売するため、製造加工を行うものは製造業としない。

修理業との関係

修理を専業としている事業所は製造業とはしないが、船舶修理に従事する事業所については、製造行為を行っていないなくても製造業とする。機械修理工場については、製造または加工された新製品の出荷がある場合は対象とする。

賃加工業との関係

他の業者の所有する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業とする。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査した。

用語の説明

1 事業所

工場、作業所、製造所といわれるもので一区画を占めて製造及び加工を行っている事業所をいう。

2 従業者

・ 常用労働者

期間を決めず、または1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

日々または1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。

重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

・ 個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主、その家族で無報酬で常時就業している者。

3 現金給与総額

1年間に「常用労働者に対してきまって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」と「その他の給与額」の合計であって税込みの金額（所得税、保険料、組合費等）である。

その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当並びに常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸手当等である。

4 原材料使用額等

1年間における「原材料（補助材料、包装材料、工場維持用材料、消耗品等）使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額（自家発電除く）」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」の総額である。

5 製造品出荷額等

1年間における「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず・廃物の出荷額」、「その他の収入額」の総額である。

6 粗付加価値額

粗付加価値額 = 製造品出荷額 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

7 利用上の注意

単位未満及び百分率は四捨五入して計算してある。

この統計数字は、国の公表に先立ってとりあえず市において集計を行い公表するもので、後日経済産業省が公表する数値と多少相違することがある。

統計表中の産業中分類は、紙面の都合で略してある。(別表1参照)

統計表中の記号

「0.0」..... 単位未満

「 - 」..... 該当数値なし

「...」..... 不詳または調査されていないもの。

「X」..... 1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する場合の秘匿箇所である。また、3以上の事業所であっても1又は2の事業所が判明する場合等は秘匿とした箇所である。

ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成17年の公表より従業者数の秘匿は行っていない。

「 - 」..... マイナス

日本標準産業分類の改訂について

平成20年調査から日本標準産業分類の改訂に伴い、工業統計調査用産業分類を改訂している。主な変更点は次のとおりである。

- ・旧中分類「11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)」と「12 衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、中分類「11 繊維工業」を新設した。
- ・旧中分類「26 一般機械器具製造業」、「31 精密機械器具製造業」及び「32 その他の製造業」の小分類「328 武器製造業」を統合・再編し、中分類「25 はん用機械器具製造業」、「26 生産用機械器具製造業」及び「27 業務用機械器具製造業」を新設した。
- ・旧中分類「11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)」、「12 衣服・その他の繊維製品製造業」、「26 一般機械器具製造業」及び「31 精密機械器具製造業」を廃止した。
- ・商品分類番号が変更された。

等である。

したがって、以前の調査年と比較する場合は注意を要する。